

特定有害廃棄物等の輸出入等の 管理に関する制度の概要と施行状況について

1. 廃棄物等の越境移動管理に関する基本的枠組み

バーゼル条約について

正式名称：「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」

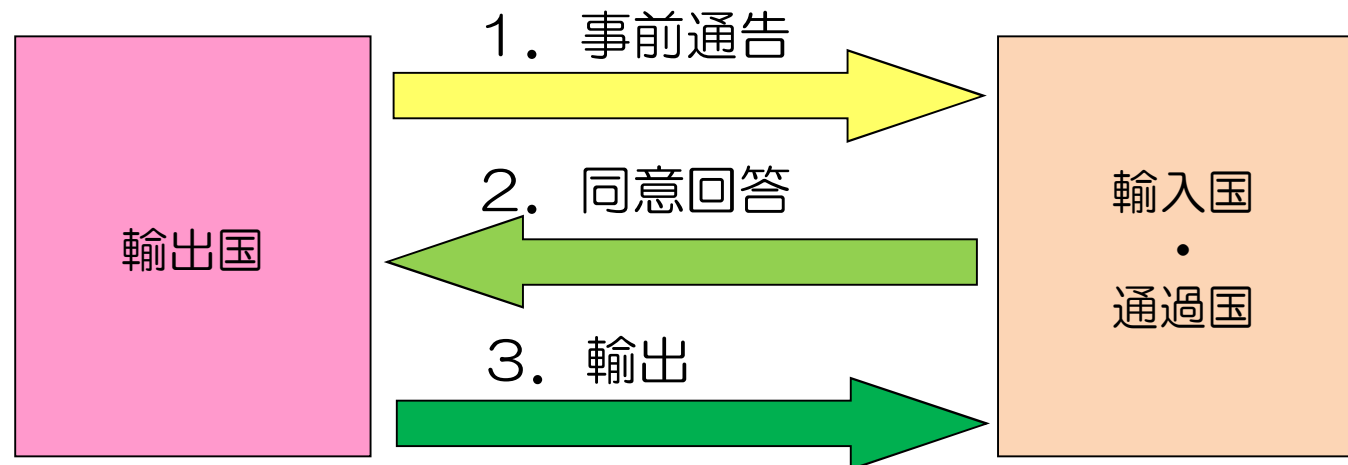
概要： 有害廃棄物の輸出入を規制

成立： 1989年バーゼル（スイス）で採択、1992年発効

経緯： 1980年代、先進国から環境規制の緩い途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発

締約国： 183カ国 1 機関（EU） （2016年10月現在）

- バーゼル条約は、有害廃棄物の越境移動及びその処分規制について、国際的な枠組みを定めたもの
- 具体的には、輸出に先立つ事前通告・同意取得の義務、移動書類の携帯（移動開始から処分まで）、不法取引が行われた際の輸出者の国内引き取り義務（再輸入、処分等）等を規定



バーゼル条約における有害廃棄物等の輸出入規制等の概要①

概 要	◆正式名称: 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 (1992年発効) ◆締約国: 183カ国1機関(EU) (2016年10月現在)) ◆目的: 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について、国際的な枠組みを定め、これらの廃棄物によってもたらされる危険から人の健康及び環境を保護。
第1条: 条約の適用範囲	◆条約の適用対象として、「有害廃棄物(附属書Ⅰ及び締約国の国内法令で定義されるもの)」「他の廃棄物(附属書Ⅱ)」「(以下「有害廃棄物等」という。)を定義。
第3条: 有害廃棄物に関する国内の定義	◆締約国は、条約事務局に対して、1) 自国の法令により有害と認められる/定義される廃棄物、2) 移動の手続きの要件を通報する(重大な変更した場合は都度通報)。 ◆条約事務局は通報を受けた情報を直ちに全ての締約国に通報する。締約国は、事務局から送付された情報を自国輸出者に対して利用可能にする責任を負う。
第4条: 一般的義務	◆ 締約国は、有害廃棄物等の輸入を禁止する場合、条約事務局を通じて他の締約国に通報する。他の締約国は、当該禁止を行う締約国への有害廃棄物等の輸出を許可しない又は禁止する。 ◆ 締約国は、国内における有害廃棄物等の発生を最小限に抑え、有害廃棄物等の環境上適正な処分のため、可能な限り国内の処分施設が利用できるようにすることを確保する。 ◆ 締約国は、有害廃棄物等の不法取引を犯罪性のあるものと認め、この条約に違反する行為を防止し、処罰するための措置をとる。 ◆ 非締約国との有害廃棄物等の輸出入を禁止とする。 ◆ 有害廃棄物等の運搬及び処分は、認められた/許可された者のみが行うことができる。 ◆ 国境を越える有害廃棄物等の移動には、条約の定める適切な移動書類の添付を要する。
第6条: 締約国間の国境を越える移動	◆ 有害廃棄物等の輸出には、輸出国(当局又は輸出者)が輸出に係る計画を輸入国及び通過国の当局に書面で事前通告し、輸入国等から書面による同意を要する。 ◆ 同一特性の有害廃棄物等が同一経路で運搬・処分される場合、複数回の輸出入について最長12ヶ月間の包括的な事前通告及び同意が可能。

バーゼル条約における有害廃棄物等の輸出入規制等の概要②

第9条: 不法取引	◆ 第6条に基づく事前通告や輸入国等の同意が行われていない有害廃棄物等の越境移動等は不法取引とみなす。 ◆ 有害廃棄物等の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、当該有害廃棄物等の引取を含む適切な措置をとる。
第11条: 二国間/多数国間及び地域的な協定	◆ 条約の趣旨に反しない限り、非締約国との間でも、有害廃棄物等の国境を越える移動に関する二国間又は多数国間の取決めを結ぶことができる。 (注: 日本が関係している多国間等協定は、OECD理事会決定のみ)
附属書 I: 規制する廃棄物の分類	◆ 廃棄の経路による18経路と含有成分による27種類 ➢ 廃棄の経路: 医療行為から生じる廃棄物、有機溶剤の製造に伴う廃棄物など ➢ 含有成分: カドミウム、水銀、ヒ素、鉛、シアン化合物、有機溶剤など
附属書 II: 特別の考慮を必要とする廃棄物の分類	◆ 家庭から収集される廃棄物 ◆ 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓
附属書 III: 有害な特性の表	◆ 国際連合勧告に規定する分類制度に対応した14区分の有害特性 ➢ 爆発性、引火性、可燃性、急性毒性、腐食性、慢性毒性、生態毒性など
附属書 IV: 処分作業	◆ 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない15作業(埋立、焼却、永久保管など) ◆ 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用に結びつく13作業(有機物、金属及び金属化合物、その他の無機物の再生利用または回収利用など)
附属書 VIII: 原則規制対象リスト	◆ 原則として規制対象となる品目のリストを列記(廃鉛バッテリー、電子部品くず等)。 ➢ 附属書 IIIの有害特性を有しないものは規制対象外。
附属書 IX: 原則規制対象外リスト	◆ 原則として規制対象外となる品目のリストを列記(金属合金くず、金属くず等)。 ➢ 附属書 IIIの有害特性を有する場合は規制対象。

バーゼル条約に関する動向

①締約国会議

締約国会議(COP)は2年毎に開催されることになっており、現在まで12回開催。

第1回(1992年12月 ピリアポリス(ウルグアイ))	環境上適正な処理のガイドラインの採択
第2回(1994年3月 ジュネーブ(スイス))	先進国から途上国への有害廃棄物等の輸出禁止の決定
第3回(1995年9月 ジュネーブ(スイス))	先進国から途上国への有害廃棄物等の輸出禁止の条約改正(BAN改正)
第4回(1998年2月 クチン(マレーシア))	廃棄物リストの採択(新附属書 VIII及び IX)、附属書 VII(途上国へ有害廃棄物等の輸出が禁止される国のリスト)を発効まで改正しない決定
第5回(1999年12月 バーゼル(スイス))	損害賠償責任議定書の採択、環境上適正な管理に関するバーゼル宣言の採択
第6回(2002年12月 ジュネーブ(スイス))	遵守メカニズムの採択及び遵守委員会の設立の決定
第7回(2004年10月 ジュネーブ(スイス))	残留性有機汚染物質(POPs)技術ガイドラインの採択
第8回(2006年11月 ナイロビ(ケニア))	電気・電子機器廃棄物(E-Waste)問題解決に向けてのナイロビ宣言の採択
第9回(2008年6月 バリ(インドネシア))	人の健康と生活のための廃棄物管理に関するバリ宣言の採択
第10回(2011年10月 カルタヘナ(コロンビア))	BAN改正発効要件に合意、有害廃棄物等の最小限化などに関するカルタヘナ宣言の採択
第11回(2013年5月 ジュネーブ(スイス))	有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するフレームワークの採択
第12回(2015年5月 ジュネーブ(スイス))	E-Waste及び使用済み電気電子機器の越境移動に関する技術ガイドラインの暫定採択

②95年改正(通称「BAN改正」)

- 1995年9月のCOP3(ジュネーブ)において、先進国(OECD加盟国、EUの構成国、リヒテンシュタイン)から途上国への処分目的での有害廃棄物等の越境移動を禁止する条約改正が採択された。
- 本条約改正は、バーゼル条約第17条5によると、改正を受け入れた締約国の少なくとも4分の3の批准・受諾・加入により当該改正を受け入れた締約国の間で効力を生ずることとなっている(2015年5月現在、批准国数は82か国及びEU)。

③廃棄物の環境上適正な管理に関する取組

(1)新戦略フレームワーク(2012～2021年)

COP10(カルタヘナ)では、2012年から2021年までの新戦略フレームワークが採択され、戦略的な目標として、締約国による条約上の義務の効果的な実施、有害廃棄物等の環境上適正な管理の強化及びその履行の促進が掲げられるとともに、それらを実現するための実施手段や評価のための指標の導入につき合意された。

(2)有害廃棄物等の環境上適正な管理に関するフレームワーク

COP11(ジュネーブ)では、我が国が主導して取りまとめた「有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)に関するフレームワーク」が採択された。同フレームワークは、ESMに関する共通理解、ESMの支援及び促進に関するツール、ESMを行うための戦略等によって構成されている。

(3)技術ガイドライン

有害廃棄物等の適正処理に資するため、有害特性、処分行為、各有害廃棄物(医療廃棄物、プラスチック廃棄物とその処理、廃鉛バッテリー、廃タイヤ、POPs(残留性有機汚染物質)廃棄物、水銀廃棄物、E-waste及び使用済み電気・電子機器等)に係る技術ガイドラインが作成されている。

④OECD理事会決定の改正(2001年)

- 資源回収目的の廃棄物等を有害性に基づいて、2001年から緑色と黄色の2種の分類に変更。
- 廃棄物等が施設での回収作業に向けられる要件として、「環境上適正な方法で」との文言を追加。⁶

OECD理事会決定について

正式名称：「回収作業が行われる国境を越える移動の規制に関する理事会決定」
（〔C（2001）107/FINAL〕）

概要： バーゼル条約第11条1の規定（締約国は、有害廃棄物等の越境移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めに締結できる）に基づき、経済協力開発機構（OECD）加盟国の間での有害廃棄物等の越境移動について、リサイクル目的で行われる場合に限り適用されるバーゼル条約の特例として、OECD理事会決定が適用される。

バーゼル条約を基本としつつも、「事前の通告及び同意」手続の対象品目をバーゼル条約よりも少なくするとともに、同手続を円滑化するための仕組みを置いているという点に特徴がある。



バーゼル条約で規制対象とされる物品の一部について、リサイクル目的で輸出入される場合、条約で定められた事前通告・事前同意等の適用を原則除外。

（例）

プリント基板、電子部品、電線その他の電子スクラップ
石炭火力発電所から生じる飛灰
塩化ビニル（PVC）の重合体

OECD決定における有害廃棄物等の輸出入規制等の概要

概 要	◆正式名称:回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定 ◆OECD加盟国間の回収(リサイクル)作業のための有害廃棄物等の越境移動に関する決定であり、有害廃棄物等の輸入手続及び許可要件を簡素化。1992年決定。 ◆バーゼル条約第11条に基づき、取引相手国がOECD加盟国(先進国中心に30カ国)でバーゼル条約締結国であれば、「OECD理事会決定」が優先。
規制手続	◆「緑」級規制手続と「黄」級規制手続という2つの規制手続きが規定。
「緑」級規制手続	◆ 対象は、附属書3に掲げる有害廃棄物等。 ◆ 商取引に通常適用される現行の全ての規制に従えば、越境移動することが可能。
「黄」級規制手続	◆ 対象は、附属書4に掲げる有害廃棄物等。 ◆ 以下の2つのケースに対する手続きが規定。 ➢ 回収施設への個別的あるいは包括的な越境移動 ✓ 目的地国の同意は暗黙とし、異議・条件等が無ければ、目的地当局の受領確認から30日後に運搬開始可能 ➢ 事前の同意が与えられている回収施設への越境移動 ✓ 関係当局による同意、条件、異議の期限を、目的地当局の受領確認送付日から30日→7日以内に短縮 ✓ 包括的通告による同意の有効期限を1年→3年に延長
附属書3:「緑」級廃棄物リスト	◆ 緑級規制手続が適用される廃棄物のリスト ➢ 第1部:バーゼル条約附属書IXに掲げる廃棄物 ➢ 第2部:OECD加盟国が合意した追加の廃棄物(電子スクラップ(廃基板等)及び卑金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品 等)
附属書4:「黄」級廃棄物リスト	◆ 黄級規制手続が適用される廃棄物 ➢ 第1部:バーゼル条約附属書II及びVIIIに掲げる廃棄物 ➢ 第2部:黄級規制手続きが適用される廃棄物のリスト(鉄鋼の製造に伴い生ずるドロス、スケールその他の廃棄物 等)

条約又は協定の適用関係

	対象国		適用規制
バーゼル条約締約国	OECD加盟	韓国、英国、フランス、ドイツ、オーストラリア、カナダ、他	OECD理事会決定※
	OECD非加盟	中国、フィリピン、マレーシア他	バーゼル条約
バーゼル条約非締約国	OECD加盟	米国	OECD理事会決定※
	OECD非加盟	台湾	日台民間取り決め
		アンゴラ他	なし(バーゼル規制対象物は輸出入不可)

※ OECD理事会決定の適用はリサイクル目的で有害廃棄物等の輸出入を行う場合に限り、処分目的の輸出入場合は、OECD加盟国間の輸出入であってもバーゼル条約が適用される。

廃棄物等の輸出入に関する国内法の枠組

バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)

特定有害廃棄物等の輸出入を規制

【外為法に基づく承認】

(環境大臣は環境汚染防止に関する確認)

- ・ 輸出: 非OECD加盟国向けでは環境大臣の確認が必要
- ・ 輸入: 必要があれば環境大臣は意見を陳述

廃掃法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

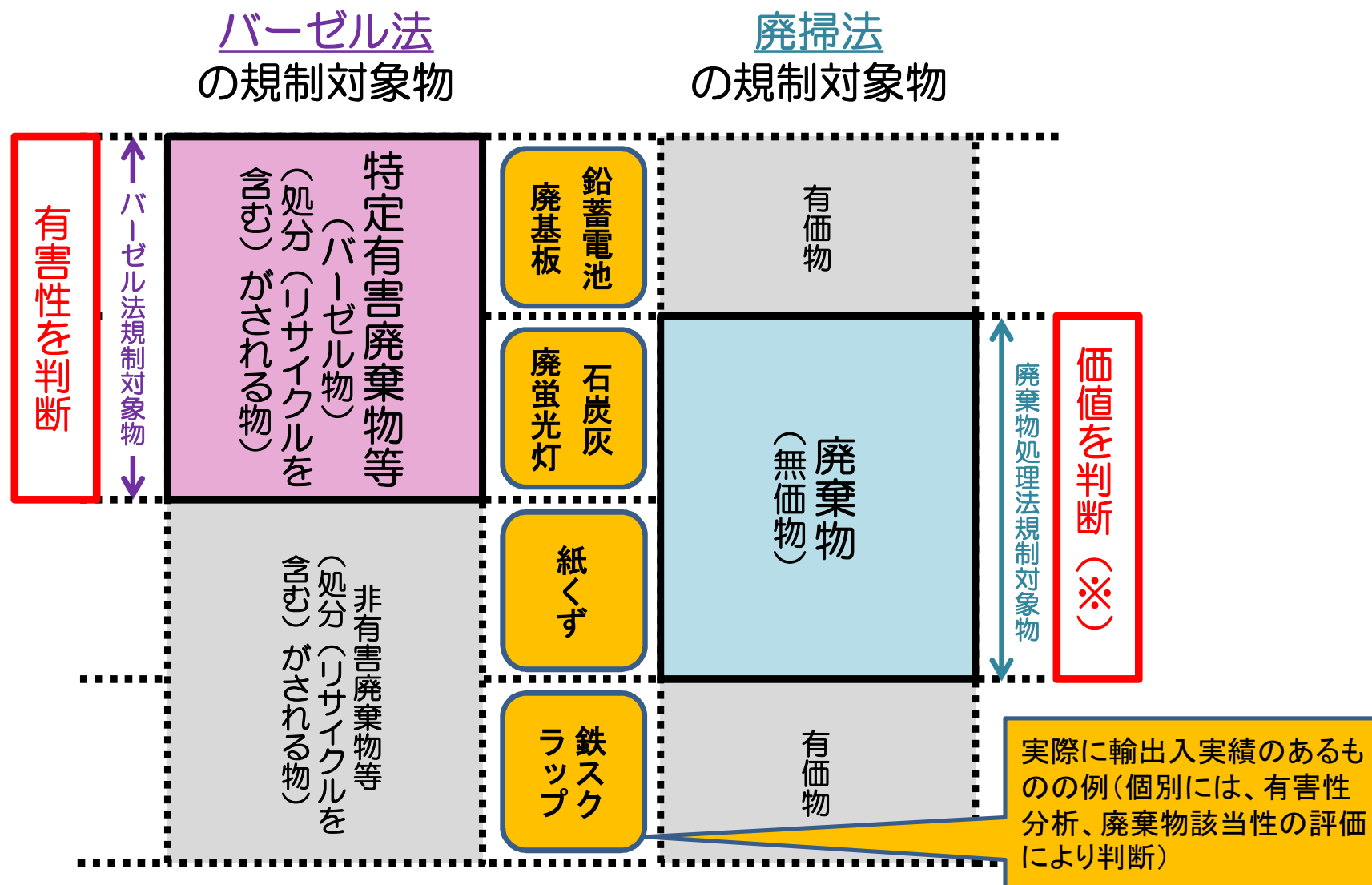
廃棄物の輸出入を規制

【廃掃法に基づく輸出確認及び輸入許可】

- ・ 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認(許可)が必要
(輸出・輸入の承認は、廃掃法に基づく許可を受け、別途外為法で行われる)

関係法令: 外国為替及び外国貿易法(外為法)、関税法

バーゼル法と廃掃法が対象としている廃棄物等



※ 廃棄物への該当性は、以下の判断要素を勘案して総合的に判断することとされている。
 ①物の性状（環境基準等への適合状況等）、②排出の状況（排出前や排出時における品質の管理等）、③通常の見取り形態（廃棄物処理事例の有無等）、④取引価値の有無（処理料金に相当する金品の授受等）、⑤占有者の意思 等

2. バーゼル法に基づく国内制度の概要

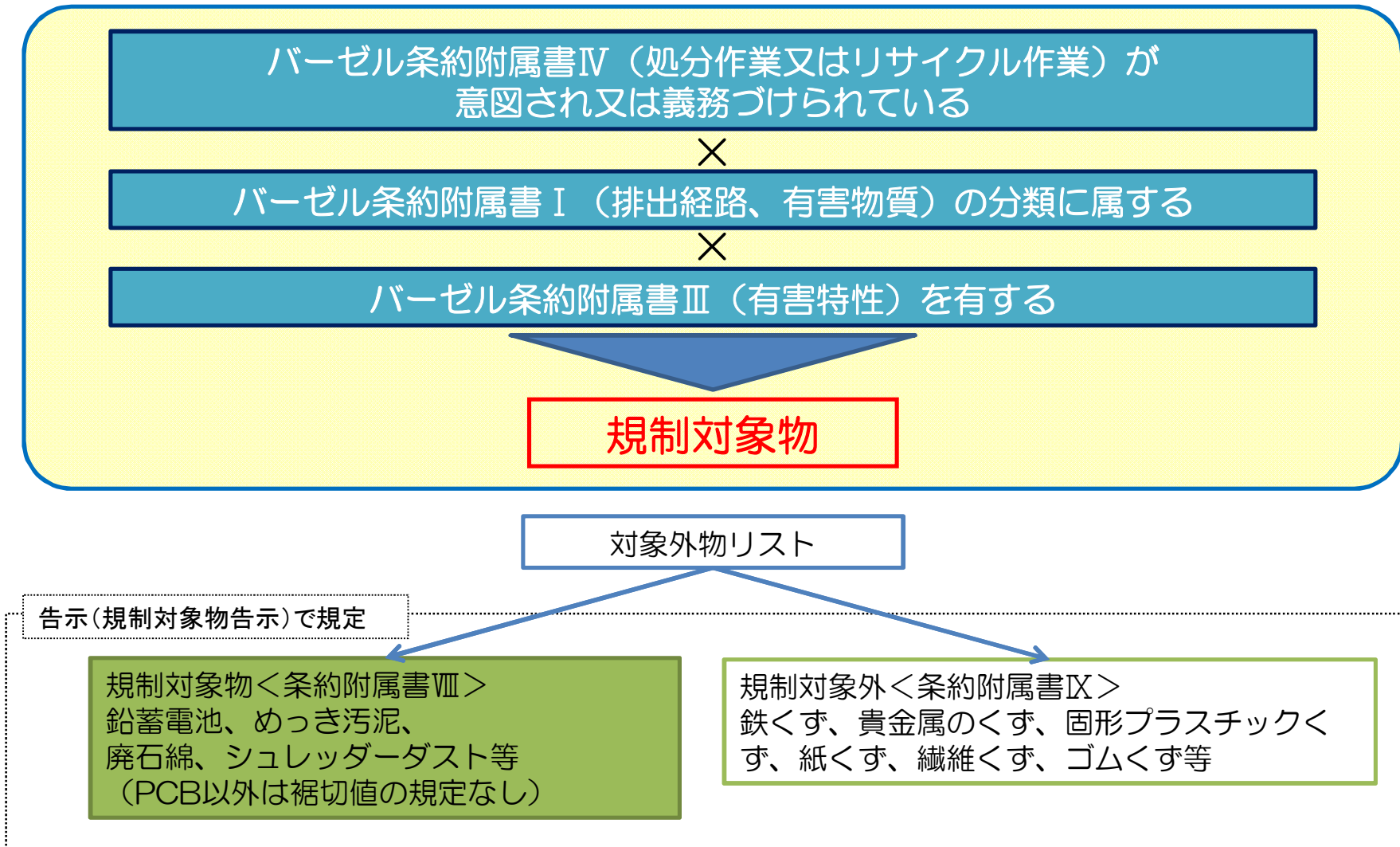
①バーゼル法の構成

1. 特定有害廃棄物等の定義（第2条）
2. 輸出・輸入の承認（第4条、第8条）
経済産業大臣の外為法承認、環境大臣の確認（OECD非加盟国向けの輸出及びOECD加盟国向け処分目的の輸出の場合）、環境大臣の意見陳述（輸入の場合）
3. 移動書類の交付（第5条、第9条）
運搬・保管・処分時における移動書類の携帯義務
4. 措置命令（第14条）
不適正輸出入時の回収又は適正な処分等を規定
5. 報告徴収（第15条）、立入検査（第16条）
6. 罰則（第21～24条）
措置命令違反、移動書類への虚偽記載、虚偽報告、検査拒否等

(参考) 廃掃法の構成

1. 廃棄物等の定義（第2条）
2. 輸出確認・輸入許可（第10条、第15条の4の5、第15条の4の7）
環境大臣の確認・許可
3. マニフェストの交付（第12条の3）
4. 措置命令（第19条の5）
不適正な輸入時の生活環境保全上の支障の除去等の措置
5. 報告徴収（第18条）、立入検査（第19条）
6. 罰則（第25～30条）
措置命令違反、環境大臣の未確認輸出・無許可輸出、マニフェストの虚偽記載、虚偽報告、検査拒否等

②バーゼル法が対象としている廃棄物等



- 有害特性の評価については、規制対象物告示で規定。
- バルゼル条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅲに掲げる物以外には、条約附属書Ⅱに掲げる物及び輸出先国の国内法令により有害であると定義され又は認められた物（省令で指定）を、特定有害廃棄物等の対象としている。

(参考) 廃掃法が対象としている廃棄物等

廃棄物の定義

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）

【一般廃棄物】

産業廃棄物以外の廃棄物

【産業廃棄物】

1. 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
2. 輸入された廃棄物

※廃棄物への該当性については、環境省産業廃棄物課長通知において、以下の判断要素を総合的に勘案して判断することとされている。（いわゆる「総合判断説」）

- ① 物の性状（環境基準等への適合状況等）
- ② 排出の状況（排出前や排出時における品質の管理等）
- ③ 通常の手扱い形態（廃棄物処理事例の有無等）
- ④ 取引価値の有無（処理料金に相当する金品の授受等）
- ⑤ 占有者の意思 等

③越境移動に必要な承認等及びそのための審査の基準

我が国は、廃棄物処理法及びバーゼル法に加え、広く貿易管理に関する法令である外為法及び関税法（昭和29年法律第61号）に基づいて廃棄物等の越境移動を管理することとしており、それぞれの法律を所管する関係省庁が連携して実際の管理を行っている。

廃棄物処理法上の廃棄物又は特定有害廃棄物等（廃棄物かつ特定有害廃棄物等であるものを含む。）の越境移動を行おうとする者は、外為法に基づく経済産業大臣の輸出承認又は輸入承認を受けなければならない（輸出については「輸出貿易管理令」（昭和24年政令第378号）、輸入については「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和41年4月30日通商産業省告示第170号））。

③越境移動に必要な承認等及びそのための審査の基準

バーゼル法第4条（輸出の承認）

第2項 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気汚染、水質汚濁その他の環境汚染（以下単に「環境汚染」という。）を防止するために特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があったときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。

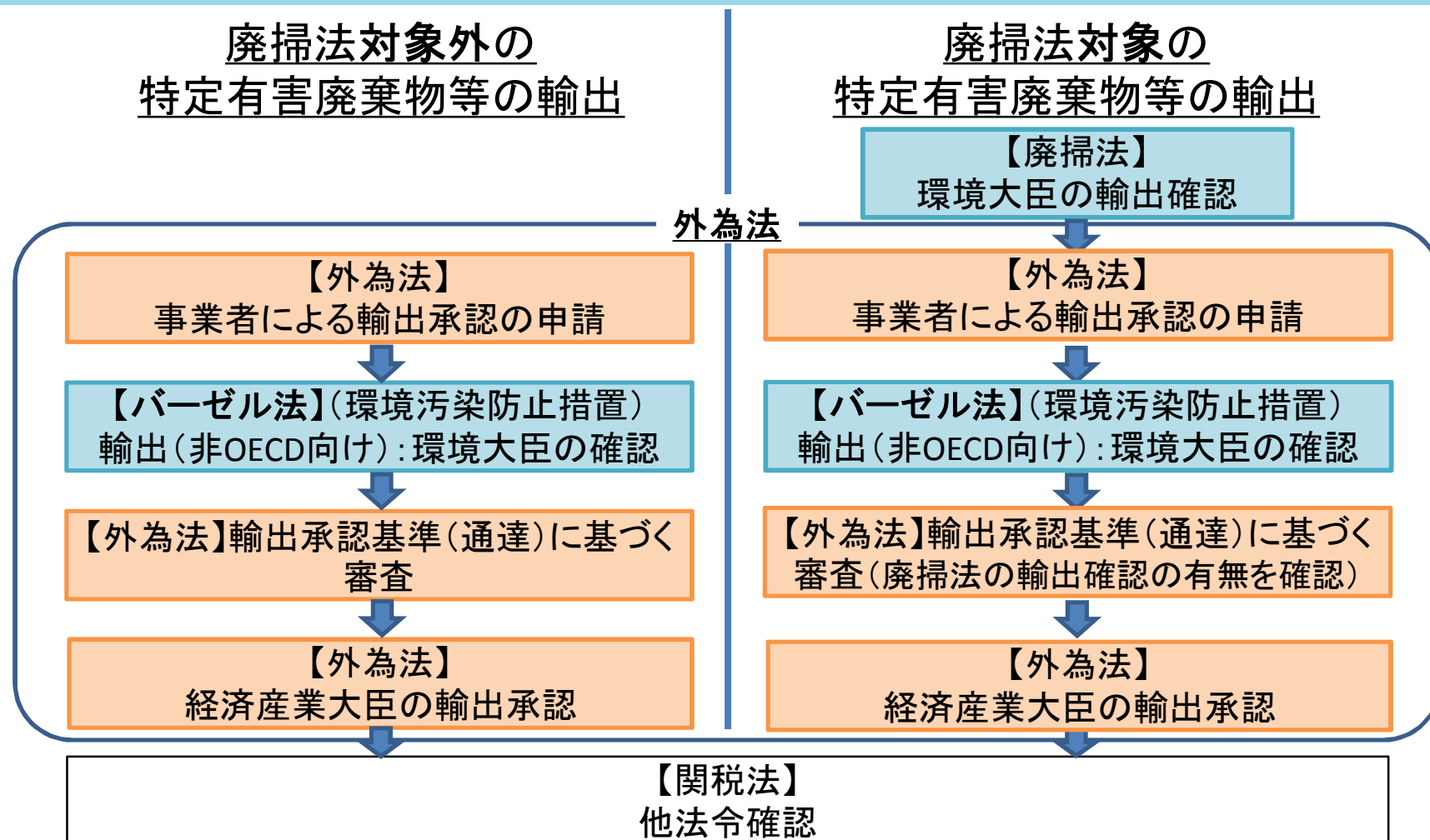
第3項 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。

法第4条第2項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令 別表

	地域	特定有害廃棄物
1	経済協力開発機構の我が国以外の加盟国	バーゼル条約附属書IV Aに掲げる作業（処分作業）を行うために輸出される特定有害廃棄物等 → 回収作業（リサイクル）目的のものは含まない
2	前項の中欄に掲げる地域以外の地域	全ての特定有害廃棄物等

③越境移動に必要な承認等及びそのための審査の基準（輸出）

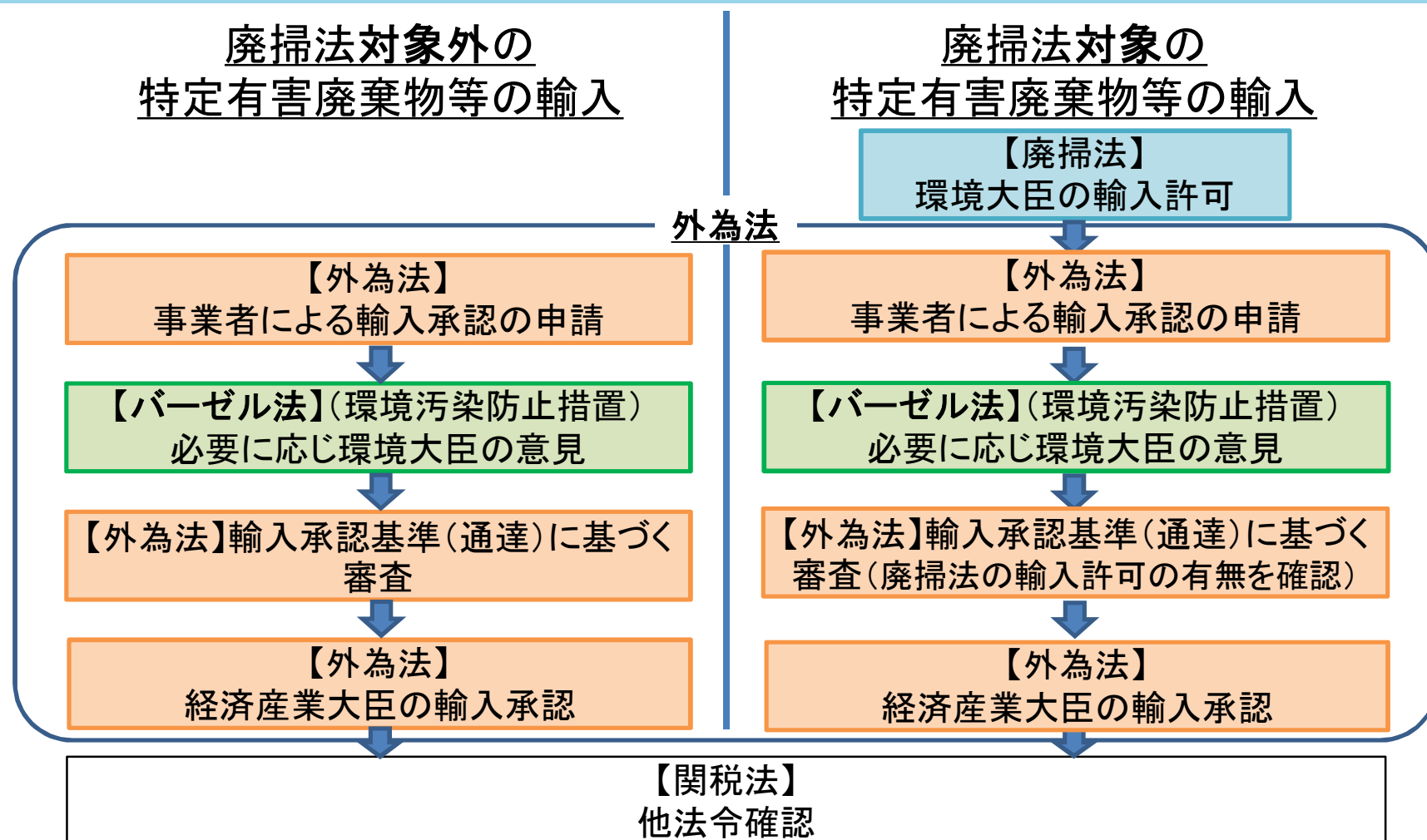
- 例えば、OECD非加盟国向けの石炭灰の輸出については、バーゼル法と廃掃法の両法に基づく手続きが必要。
- 関税法に基づく輸出申告にあたっては、外為法による輸出承認を受けていることを証明しなければならない（いわゆる他法令確認）。



③越境移動に必要な承認等及びそのための審査の基準（輸入）

バーゼル法第8条（輸入の承認）

第2項 環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認められるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。



③越境移動に必要な承認等及びそのための審査の基準

外為法に基づく特定有害廃棄物等の輸出入に係る承認の基準

外為法に基づく輸出の承認基準

◆ OECD向け輸出

- **輸入国等から書面による同意**を得ていること
- 輸出者、処分者等の間の**有効な契約等**が存在すること。不可抗力の場合の費用負担に係る内容が含まれること
- OECD理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること

◆ 非OECD向け輸出

- **輸入国等から書面による同意**を得ていること
- 輸出貨物が国内処理困難又は輸出先で再生利用等の原材料として必要とされていること
- 輸出者と処分者の間の**環境保全上適正な運搬・処分に係る契約等**が存在すること
- 輸出者、運搬者及び処分者が不可抗力の場合の**経理的基礎及び技術的能力**を有すること
- 法第4条の**環境大臣の確認**を受けていること

【承認の条件】

- **「輸出移動書類」を携帯**し、それに記載された内容にしたがって運搬しなければならない

外為法に基づく輸入の承認基準

◆ OECDからの輸入

- **輸出国からの事前通告**を受領していること
- 申請者、処分者等の間の**環境保全上適正な運搬・処分に係る契約等**が存在すること。不可抗力の場合の費用負担に係る内容が含まれること
- 必要な国内諸法令の許可を受けていること
- OECD理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること

◆ 非OECDからの輸入

- **輸出国からの事前通告**を受領していること
- 輸出者と処分者の間の**環境保全上適正な運搬・処分に係る書面による契約等**が存在すること
- 必要な国内諸法令の許可を受けていること
- その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること

【承認の条件】

- **「輸入移動書類」を携帯**し、それに記載された内容にしたがって運搬・処分しなければならない

③越境移動に必要な承認等及びそのための審査の基準

(参考) 廃掃法に基づく廃棄物の輸出入に係る確認・許可の基準

輸出確認(法第10条,法第15条の4の7)

確認の基準

- ①・国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難である廃棄物の輸出であること
又は
・国内における当該廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省の定める基準に適合（輸出の相手国において再生利用されることが確実）する輸出であること
- ②国内の処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること
- ③申請者が法的な処理責任を持った者（一般廃棄物：市町村または排出事業者、産業廃棄物：排出事業者または都道府県、市町村）であること

輸入許可(法第15条の4の5)

許可の基準

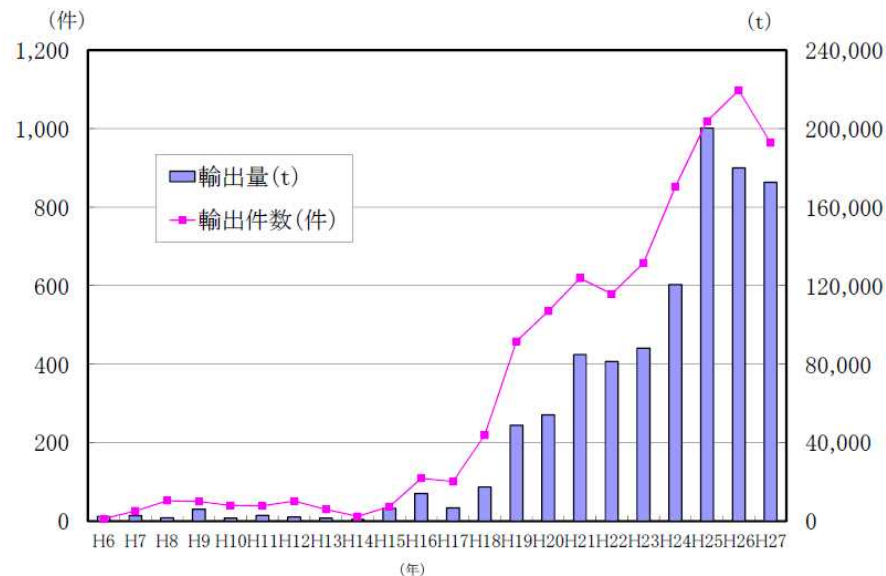
- ・輸入される廃棄物が国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正に処理されることが
- ・申請者が当該廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができること
- ・申請者が当該廃棄物の処分を他人に委託する場合、当該廃棄物を国内で処分することにつき相当の理由があること

3. バーゼル法の施行状況

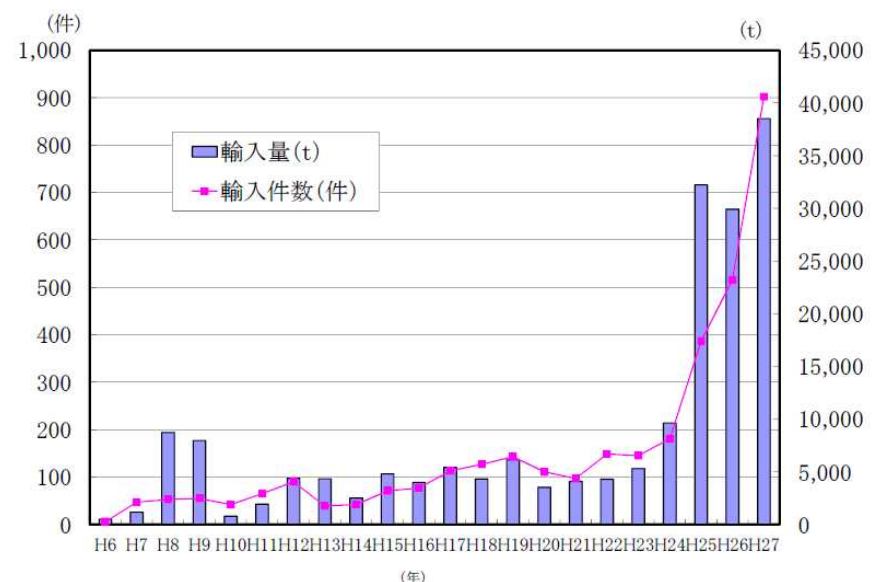
特定有害廃棄物等の輸出入実績（H27）

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
相手国への通告	121件 (115)	435,303トン (412,861)	我が国への通告	183件 (139)	236,453トン (173,735)
輸出の承認	97件 (79)	316,828トン (277,411)	輸入の承認	167件 (125)	198,507トン (139,621)
輸出移動書類の交付 （輸出件数・輸出量）	964件 (1,098)	172,622トン (180,035)	輸入移動書類の交付 （輸入件数・輸入量）	902件 (516)	38,511トン (29,904)
相手国・地域	韓国、香港、ベルギー		相手国・地域	台湾、香港、タイ、シンガポール、フィリピン	
品目	鉛スクラップ（鉛蓄電池）、石炭灰、鉛灰・亜鉛灰、銅残渣・銅ドロス 等		品目	電子部品スクラップ、金属含有スラッジ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等） 等	

特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

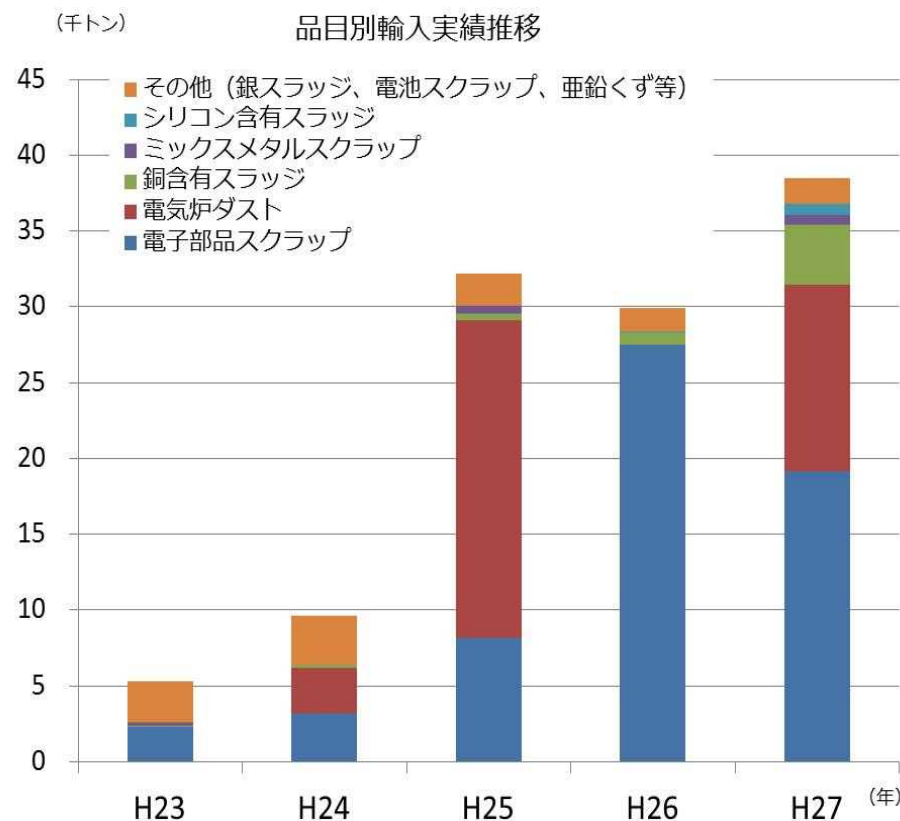
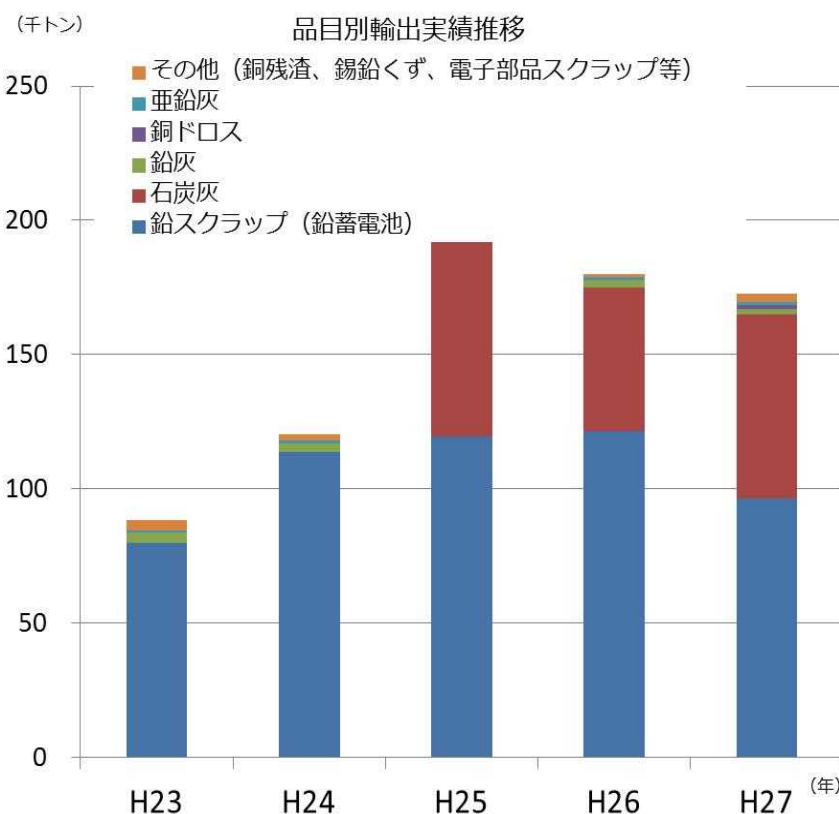


特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移



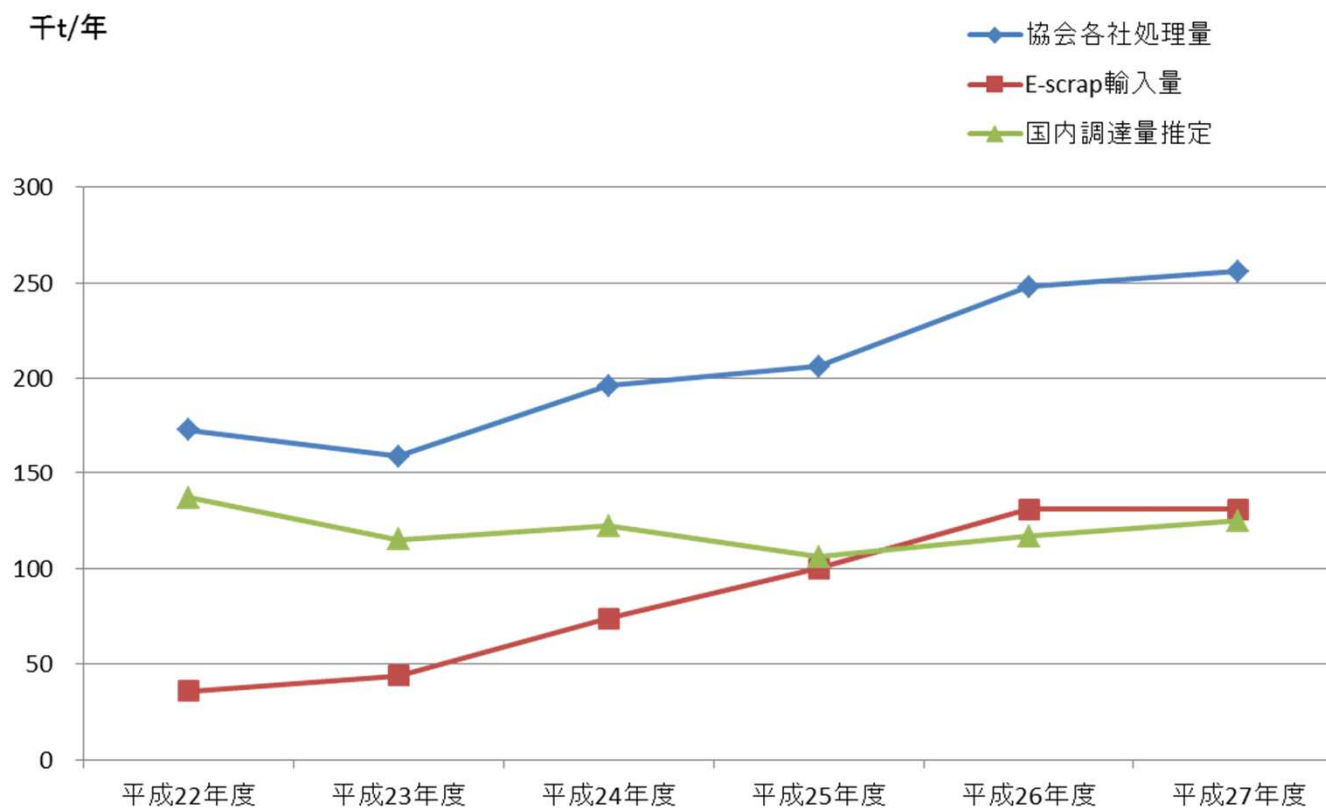
特定有害廃棄物等の輸出入実績（具体的な品目等）

- 主な輸出品目は、鉛スクラップ（鉛蓄電池）、石炭灰、鉛灰等であり、金属回収など再生利用を目的とするもの。輸出の約 6 割が、韓国向けの鉛蓄電池。
- 主な輸入品目は、電子部品スクラップ、電気炉ダスト、金属含有スラッジ、電池スクラップ（ニカド電池他）等であり、金属回収など再生利用を目的とするもの。輸入の約 3 割が香港からの電子部品スクラップ。



日本鋳業協会各社による電子部品スクラップの輸入量及び国内調達量の実績

- 電子部品スクラップの輸入量は増加。
- 平成27年にバーゼル法に基づき途上国から輸入された電子部品スクラップは約2万トン。



出典：日本鋳業協会資料

近年我が国が受けたシップバック通報事例

年度	発生件数 (件)	相手国内訳（国名：件）	通報対象貨物（括弧内は件数）
平成22	0	—	—
平成23	0	—	—
平成24	7	香港：2、マレーシア：2、ナイジェリア：2、韓国：1	リユース目的の使用済電気電子機器(6)、 雑品スクラップ(1)
平成25 (※1)	4	香港：2、マレーシア：1、インドネシア：1	リユース目的の使用済電気電子機器(3)、 使用済み自動車部品(1)
平成26	9	香港：8、タイ：1	リユース目的の使用済電気電子機器(7)、 使用済み電池(2)、雑品スクラップ(1) (※2)
平成27	20	香港：20	リユース目的の使用済電気電子機器(20)

※1 記載の4件の他、通報の可能性のある連絡を受けているものが1件ある。

※2 件数の合計が内訳の欄と異なるのは複数種類の貨物について通報を受けた案件があるため。

我が国に不法に輸入され、シップバックできなかった事例

- アジアの途上国等から不法に輸入された有害廃棄物等については、バーゼル法の規定に基づく輸出入承認の要件を満たさないことから、輸出元の輸出者に責があるにもかかわらず、輸入国である我が国の輸入者側の負担で対応せざるを得ない状況。

	概要
事例1	- 輸入した金属スクラップに、輸入者の意図に反し廃鉛バッテリー等が混入。 - 輸出者に責がある不法取引としてシップバックを行おうとしたが、仮陸揚げ貨物の輸出にもバーゼル法の規定に基づく外為法の輸出承認を要するところ、承認要件を満たすことができず、輸出を承認することができなかった。 - 手続き中の保管費用及び貨物の処分費用は輸入者負担。
事例2	- 廃ニッケルカドミウム電池として輸入した貨物に、粉末状のニッケルカドミウム混合物が輸入者の意図に反し混入。 - 輸出者に責がある不法取引としてシップバックを行おうとしたが、輸出先での環境汚染防止措置が不十分であるとして、輸出を承認できなかった。 - 手続き中の保管費用及び貨物の処分費用は輸入者負担。

4. 富山物質循環フレームワーク



- G7富山環境大臣会合(2016年5月15-16日)のコミュニケ附属書として採択。
- G7として、「共通のビジョン」を掲げ、協力して具体的な「野心的な行動」に取り組むもの。
- 持続可能な開発目標(SDGs)及びパリ協定の実施も見据え、国際的に協調して資源効率性や3Rに取り組むという強い意志を示した世界の先進事例ともいふべき国際的枠組。

2. G7メンバーによる野心的な行動

目標2: グローバルな資源効率性・3Rの促進

具体例: 電気電子廃棄物(E-waste)の管理

- 廃棄物の各国・地域内における環境上適正な管理を優先する。
- 特に電気電子廃棄物について、廃棄物と非廃棄物を識別するため、また、適正なルートで行われる回収、リユース及びリサイクルの割合を向上させるとともに違法取引を防止する水際対策の実効性を高めるため、スペアパーツを用いた再製造等の資源効率的な取組を促進しつつ、既存のアプローチを共有し、国際的な協調行動を強化する。
- 特に廃棄物を環境上適正に管理する能力を有しない国から必要な能力を有する国への有害廃棄物の輸出に関しては、関係する国内・国際規制に従って行われる限り、有害廃棄物を安全に管理する能力を有しない国に能力開発のための時間的余地を与える等、環境と資源効率・資源循環に寄与するものであることを認識する。
- 電気電子廃棄物の適正な回収、リユース及びリサイクル推進のための各国のイニシアティブや基準、環境上適正な管理や適用可能な技術についての情報交換を活性化させる。

5. 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）

第二 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大

(2) 新たに講ずべき具体的施策

v) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

① 国内外での資源開発・確保の推進

（抜粋）

国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる。

6. EUの廃棄物輸出入に関する制度体系

廃棄物枠組み指令(2008/98/EC)

ANNEX III 有害性の特性

- H1～H15の特徴を記載。

例) H1:爆発性(Explosive) H2:酸化性(Oxidizing)

廃棄物リスト(決定2000/532/EC)

- 6桁の廃棄物コードで分類(大分類2桁 中分類2桁 小分類2桁)しており、大分類は01～20まで存在。
- 有害廃棄物はアスタリスク(*)が付されている。

例) 10 熱処理から生じる廃棄物
 10 01 発電所その他プラントから生じる廃棄物
 10 01 01 焼却灰、スラグ、ボイラーダスト
 10 01 04* 石油の飛灰とボイラーダスト

廃棄物運搬規則(2006/1013/EC)

3条 手続全般の骨子

- 通告手続:処分目的全て、回収目的はANNEX IVに該当等
- 一般情報要件:20kg以上の廃棄物でANNEX IIIに該当等

4条～17条 通告手続

18条 一般情報要件

- 廃棄物運搬時の携行書類(ANNEX VII)を添付する 等

36条 OECD非加盟国(※)への輸出の禁止

- 輸出禁止:ANNEX Vに該当等

ANNEX III (3条) 一般情報要件対象の廃棄物(グリーンリスト)

ANNEX IV (3条) 通告手続対象の廃棄物リスト(アンバーリスト)

ANNEX V (36条) OECD非加盟国(※)への輸出禁止廃棄物リスト

バーゼル条約

ANNEX I
規制廃棄物

ANNEX II
家庭系廃棄物

ANNEX VIII
有害廃棄物

ANNEX III
有害特性

ANNEX IX
非有害廃棄物

OECD決定

ANNEX I 規制廃棄物

ANNEX II 有害特性

ANNEX III グリーンリスト手続廃棄物

例) B1110を適用せずG010 G020を適用

G010 金属又は合金のみから構成される電気部品

G020 電子スクラップ(例えば、プリント配線板、電子部品、電線等)及び非金属又は貴金属の回収に適した規格外の電子部品

ANNEX IV アンバーリスト手続廃棄物

- バーゼル条約ANNEX II及びVIII

追加規定

例) A1180及びA2060は適用せず、ANNEX IIIのGC010、GC020、GC040を適宜適用。

例) 以下もアンバーリスト手続適用
 AA010鉄鋼の製造に伴い生ずるドロス、スケールその他の廃棄
 AA060 バナジウムを含む石灰及び残滓

※欧州自由貿易連合(EFTA)に加盟するOECD非加盟国(リヒテンシュタイン)を除く。以下同様。

廃棄物運搬規則 <廃棄物運搬規則の廃棄物リストの関係>

ANNEX III (3条)
一般情報要件対象の廃棄物(グリーンリスト)

ANNEX IIIA (3条)
ANNEX III掲載の2以上の廃棄物混合物

ANNEX IIIB (3条)
OECD決定のグリーンリスト掲載を待つ廃棄物

ANNEX IV (3条)
通告手続対象の廃棄物リスト(アンバーリスト)

ANNEX V (36条)
非OECD国への輸出が禁止される廃棄物リスト(レッドリスト)

ANNEXに分類されない廃棄物及び混合廃棄物

廃棄物運搬規則 <目的×輸送×対象国(非EU)×廃棄物リストに基づく手続き判断表>

目的	輸送	対象国	グリーンリスト	アンバーリスト	レッドリスト	その他
処分	輸入	全て	通告手続	通告手続	通告手続	通告手続
	輸出	全て	禁止	禁止	禁止	禁止
回収(リサイクル)	輸入	全て	一般情報要件※	通告手続	通告手続	通告手続
	輸出	OECD加盟国	一般情報要件	通告手続	通告手続	通告手続
		OECD非加盟国	相手国要請手続	通告手続	禁止	通告手続

※詳細は、次ページを参照

OECD非加盟国からEUに電子部品スクラップを輸入する場合の判断

廃棄物運搬規則(2006/1013/EC)

第45条 OECD非加盟国からのリサイクル目的の廃棄物輸入

- 第42条→第3条及び第18条を適用。

第18条 一般情報要件

- 廃棄物運搬時の携行書類を添付しなければならない。携行書類には輸送手配者、回収施設、荷受人の署名が必要。
- 運搬手配者と荷受人が締結する契約は、運搬開始時から有効なものとする。意図しない輸送、不法輸出、輸送手配者等が輸送・回収を完了できない場合、荷受人が引取り/回収/保管する責任を負う。管轄当局の求めに応じて契約書の写しを提示する。

OECD決定 ANNEX III グリーンリスト手続廃棄物

第1部

- バーゼル条約のB1110は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGC010及びGC020を適用するものとする。

B1110 電気部品及び電子部品（一部抜粋）

金属又は合金のみから成る電子部品電気部品及び電子部品（印刷回路基盤を含む。）の廃棄物又はそのくずで、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書IIIに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Iの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されていないもの又は附属書IIIに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれを除去したもの

第2部

GC010 金属または合金のみから構成される電気部品

GC020 電子スクラップ（例えば、プリント配線板、電子部品、電線等）および非金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品

OECD非加盟国からのグリーンリスト対象廃棄物の輸入は一般情報要件の対象（通告・同意が不要）

電子部品スクラップはグリーンリスト対象

- 欧州では、OECD非加盟国からの廃棄物のリサイクル目的での輸入についても、原則として欧州内の廃棄物運搬と同じルールが適用される。**グリーンリスト対象廃棄物の輸入には一般情報要件が適用される。**
- 電子部品スクラップはOECD理事会決定のグリーンリスト対象廃棄物であり欧州の廃棄物運搬規則もこれを引用している。
- 結果として、OECD非加盟国からの電子部品スクラップの輸入は、手続が容易な一般情報要件が適用されている。

OECD理事会決定に基づく「事前同意された回収施設」の適用状況

廃棄物輸送規則(2006/1013/EC)

第14条 **事前同意された回収施設**

- 包括的通告の有効期限が最長3年**
- 目的地国からの回答期限が7日

ドイツ・ベルギーにおけるGC020の事前同意回収施設

- Umicore nv（ベルギー）、Aurubis AG, WRC World Resources Company GmbH, Heraeus Precious Metals GmbH & Co KG（ドイツ）

※アンバーリスト対象物に適用。OECD非加盟国に対しては適用されない。